

石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の 一部を改正する省令について

令和5年5月
消防庁特殊災害室

【概要】

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という）第16条第4号により、特定事業者は、その自衛防災組織に、政令で定めるところにより、当該自衛防災組織がその業務を行うために必要な化学消防自動車、泡放水砲、消火用薬剤、油回収船その他の機械器具、資材又は設備（以下「防災資機材等」という）を備え付けなければならないとされている。

この規定に基づき、石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和51年政令第129号。以下「政令」という）第8条第1項により、特定事業者は、その特定事業所の屋外タンク貯蔵所のうち政令で定める種類の石油を貯蔵する一定規模以上の屋外タンクがある場合には、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車を備え付けなければならないとされている。

今般、新たに1台で大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車の能力を発揮できる消防ポンプ自動車（大型化学消防車で、高所から放水することができる性能を有し、かつ、総務省令で定める容量以上の泡消火薬剤タンクを備え付けるものとして総務省令で定めるもの。以下「消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車」という）が開発されたことにより、政令に、特定事業者が総務省令で定める要件に該当する特定事業所の自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台を備え付けることで、大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車各1台を備え付けているものとみなす規定を追加する等の改正が行われる（令和5年政令第194号）。

この改正に伴い、石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令（昭和51年自治省令第17号。以下「省令」という）の一部を改正し、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の規格、導入が可能な特定事業所の要件等について所要の規定の整備を行うもの。

また、泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置（泡消火薬剤を自動的に一定の比率で水と混合する装置）について所要の規定の整備を行うもの。

併せて、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和4年法律第45号）の公布に伴い、省令について所要の規定の整理を行うもの。

【改正内容】

(1) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に係る規定の整備

自衛防災組織に消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を導入できるよう、以下の通り関係規定の整備を行う。

ア) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の機械的能力に関する規定の追加

政令第16条第3項の消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車の基準について、大型化學消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車と同等の機械的能力（放水量、泡消火薬剤タンク容量、放水高さ等）を有することとする（第20条の2関係）。

イ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車に関する可搬式泡放水砲等の規定の整備

政令第15条の省令で定める可搬式泡放水砲等の数は、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車1台につき、一定量以上の泡水溶液を放水できる可搬式泡放水砲1基、耐熱服1着及び空気呼吸器又は酸素呼吸器1個とする（第21条関係）。

ウ) 消火用屋外給水施設の設置対象への追加

消防車を備え付けている場合に、消防車等に水を供給する消火用屋外施設を設置することとしているが、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を備え付けている場合についても、その対象とする（第7条）。

エ) 消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車による代替が可能な事業所の規定の追加

政令第16条第3項の省令で定める特定事業所の要件として、当該特定事業所における通路の状況等を勘案して、火災が発生した場合において、消火薬剤タンク付き大型化学高所放水車を使用することによって支障なく消火活動ができるることを定める（第20条の2第3項関係）。

(2) 自動比例泡混合装置に係る規定の整備

泡消火薬剤を加圧せずに自動的に一定の比率で水と混合する装置が開発されたことに伴い、自動比例泡混合装置の定義から、泡消火薬剤を加圧することを除く（第18条第1項関係）。

(3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正による規定の整備

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の改正に併せ、所要の規定の整理を行う（第26条関係）。

(4) その他所要の規定の整理を行うこと。

【施行日】

公布の日